

# 名古屋北部民商ニュース

発行：2021年11月8日(月) No.448

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8111

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## 中小業者の営業と生活を守る運動を一層強めよう！

### シルバー人材の収入も対象なの？

10月30日(土)14時から婦人部主催の「インボイス学習会」を開き10人が参加。建設業の男性もひとり参加しました。はじめに、国税庁ユーチューブのインボイス解説動画を見てから、事務局が解説。「不動産収入といっても、そんなに多くはないのに、それでも消費税を払わないといけなくなるの?」「シルバー人材センターが、給料ではなく契約だとしつこく言ってるけど、請負ならインボイス発行事業者になる必要があるんだね」「簡易課税がいずれ無くなってしまうと影響が大きいな」とさまざまな意見や感想が出ていました。インボイス制度を中止させるためにも、周囲に投票に行くよう呼びかけよう、と話し合いました。また、登録申請用紙の書き方の学習会や、集団申請の要望が出されました。



### 「中小企業等新型コロナウイルスワクチン接種促進給付金」について

先週の商工新聞に、申請書・誓約書を折り込みましたが、宛先が書いてありませんでした。申し訳ありません。

**申請書・誓約書と一緒に、必要書類**を添付して下記住所まで郵送してください。

<郵送先>

〒460-8799 名古屋中郵便局留 名古屋千種区2-6-3 公益財団法人名古屋産業振興公社

「中小企業等新型コロナウイルスワクチン接種促進給付金」担当

中小企業等新型コロナウイルスワクチン接種促進給付金必要書類 在中 ⇒この部分のみ赤字で書く

\*必要書類…(従業員なしの場合) ワクチン接種接種済証か接種記録書の写し、本人確認書類写し、確定申告書第一表写し、通帳(キャッシュカード)の写し(従業員あり、法人の場合はお問い合わせを) **民商事務所に申請書・誓約書付パンフレットがありますので、必要な方はご連絡ください**

### ハラスメント対策を考える③ 弁護士 加藤悠史(名古屋北法律事務所)

ハラスメントに関する連載の3回目からは「パワハラ」について取り上げます。今回は主に何がパワハラになるのかについて解説します。これに関しては、パワハラは法律に規定されています。いわゆるパワハラ防止法30条の2では、パワハラについて「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害する行為とされています。

これだけ言われても、抽象的でわかりにくいのですが、この定義を①「優越的な関係を背景とした言動」、②「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」③「労働者の就業環境が害される」の3つの要素に分けて考えてみましょう。①の職場での優越性については、典型的には上司と部下という関係になりますが、職場内の地位による上限関係だけでなく、人間関係や専門知識、経験などの様々な優位性が含まれます。そのため、この点は、幅広く認められるものと考えてください。一番判断が難しいのが、②「業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」かどうかです。会社は、労働者と雇用契約を締結し、給与を支払う対価として、労働者に対して指揮命令をして労務を提供してもらいます。そのため、会社における指揮命令や指導は、業務上必要なものです。しかしながら、指揮命令や指導も行き過ぎてしまうと、パワハラになるのです。③は、労働者が苦痛や不快を感じ、働く環境にどのような影響があったかについてですが、受け止める方の個性もあるため、その判断は、一般的・平均的な労働者であったら苦痛や不快を感じるかで判断することになります。

これらを踏まえたパワハラの種類について厚生労働省がまとめていますので、次回はその詳細を説明します。